

第29回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日(火)午後1時32分から午後2時25分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第46号 非農地証明の結果報告について

第 5 議第163号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

第 7 議題165号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議第166号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 9 議第167号 農用地利用集積に対する決定について

第10 議第168号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成
に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及その達成に向け
た活動計画(案)について

第11 議第169号 農地の権利取得後における下限面積基準の設定について

第12 議第170号 川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する
意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 内谷新悟、主事 田宮枝里子、主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。
思います。よろしくお願いいたします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます、あいさつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第29回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席3番、後藤満良委員、議席4番、新野勝廣委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第46号非農地証明の結果報告についてを、上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

1ページをご覧ください。議第46号非農地証明の結果報告について。申請件数は2件です。(非農地証明について、朗読により説明) 以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第163号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを、上程します。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

4ページをご覧ください。議第163号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は2件です。

(議第163号1及び2番について、朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第164号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を、上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

5ページをご覧ください。議第164号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第164号1番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席6番新野庄右エ門委員より報告願います。

6番 新野庄衛エ門委員

番号1番について、6月13日に須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地への状況から見て10a対価●●万円(田)、●●万円(畑)は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第165号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を、上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

6ページをご覧ください。議第165号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第165号1番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番黒澤代理より報告願います。

9番 黒澤一利代理

番号1番について、6月17日に江袋推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地への状況から見て10a借賃●●●円は妥当だと判断します

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第166号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を、上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

7ページをご覧ください。議第166号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事へ送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第166号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、令和元年12月20日で完了する計画で、内容は住宅の建設を行うものです。

農地区分は、10a以上の広がりを持つ農地の中にある第1種農地と判断され、許可区分としては集落に接続して行われる事業となります。

所在は川西町大字高山で、資料4ページの案内図に申請地が図示されています。畑1筆259㎡と隣接する宅地427㎡が事業計画地となり、5ページが土地利用計画図です。事業費は、●●●万円で、資金計画については、金融機関の融資提案書で確認しております。

排水については、地下浸透及び合併浄化槽で白川土地改良区の同意を得ております。盛土は行わず現状の高さでの事業です。以上今回の申請は許可基準に沿った内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席3番、後藤委員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、令和元年6月17日に鈴木委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請地は、高山地内の畑ですが、10a以上の広がりを持つ第1種農地と判断されます。

申請人が父の土地を譲り受け、住宅を整備する農地転用事案であります。申請地は、土地改良事業の除外地であり、また、周辺は親の所有地であります。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理することとしており、周辺農地や施設への影響がないと思われま

よって本件は、問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに、決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第167号、農用地利用集積計画に対する決定についてを、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 田宮枝里子

議第167号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

8ページです。(議第167号本文及び整理番号7975番及び7976番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第168号農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

10ページです。議第168号農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。農業委員会の適正な事務実施について、平成21年1月23日付け20経営第5791号、経営局長通知に基づき、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議を求めます。

(議第168号 朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、原案の内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本件について原案のとおり決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第169号農地の権利取得後における下限面積基準の設定についてを、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

22ページです。議第169号農地の権利取得後における下限面積基準の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、本町全域の下限面積を従来と同じ30アールにしたいので審議を求めます。

(議第169号 朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、本町全域の下限面積を従来と同じ30アールとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本町全域の下限面積を30アールと決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第170号 川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に対する意見についてを、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

議第170号川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定の基づき、川西町長より諮問があったので意見を求める。

議長 大沼藤一

続きまして、川西町農業委員会会議規則第15条の規定により、担当課に別紙資料の説明をお願いします。

産業振興課農業企画主幹 佐藤賢一

別紙資料1をご覧ください。資料を読み上げ説明する。

議長 大沼藤一

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、原案とおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件については可決されました。

議長 大沼藤一

これをもって、第29回川西町農業委員会総会を閉会いたします。